

別海町告示第269号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度から令和9年度に別海町が発注する物品の購入、役務の提供等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を公示する。

令和6年11月15日

別海町長 曾根 興



1 資格の種類

別海町が発注する物品の購入、役務の提供等の参加資格の対象となる業種は、別表に掲げるとおりとする。

2 共通の資格要件（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができないものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 契約に関して不正行為をし、競争入札への参加を排除されている者
- (3) 税（町税・都道府県税・国税）を滞納している者
- (4) 別海町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者。

3 資格審査基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、令和6年12月1日とする。

4 資格の要件

資格の要件は次のとおりとする。

(1) 物品・役務の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいて、直前2年間に申請を希望する業種の売上高を有していること。

(2) 協同組合等の資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のア又はイのいずれかに該当するときは、4に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア 経済産業省が発行する官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

5 申請時期及び申請方法

申請の受付期間及びその方法は次のとおりとする。

(1) 受付期間

ア 令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）までとする。

イ 町長が特に必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

(2) 申請方法

原則、別海町の入札参加資格審査電子申請（物品・役務）フォームからの電子申請とする。

なお、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請書類を受け付けるので、別海町役場総務部財政課契約管財担当（電話 0153-74-9505）へ連絡すること。

6 申請先等

(1) 電子申請先

入札参加資格審査電子申請（物品・役務）フォーム

（URL：<https://logoform.jp/form/2W7T/733798>）

※別海町ホームページから電子申請フォームへアクセス可。

（URL：<https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/nyuusatsu>）

(2) 申請様式等

資格審査申請書の様式は、別海町独自様式を用いるものとし、入手方法は、次のどちらかとする。

ア 入札参加資格審査電子申請（物品・役務）フォームからダウンロードする。

イ 別海町ホームページからダウンロードする。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

8 参加資格の喪失

競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は失うこととなる。

(1) 2に定めるものとなったとき。

(2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(3) その他、4に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

9 参加資格審査の再審査

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとし、資格審査の再審査の申請は、総務部財政課契約管財担当に提出するものとする。

- (1) 競争入札参加資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格者である共同企業体の構成員の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (3) 競争入札参加者が、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 中小企業等共同組合(企業組合を除く。)である競争入札参加資格者がその構成員(競争入札参加資格者である組合員に限る。)を変更したとき。
- (5) 企業組合である競争入札参加資格者又は共同組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したとき。

10 競争入札参加資格審査変更

次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 受任者に変更があったとき。
- (5) 所在地(本店・支店・営業所等)に変更があったとき。
- (6) 電話番号(本店・支店・営業所等)に変更があったとき。
- (7) 北海道内の技術者に変更があったとき。
- (8) 許可及びその他の登録等に関する事項に変更があったとき。(新たに経営事項審査結果通知を受けた場合などは、変更届の提出は不要とする。)
- (9) 資本金に変更があったとき。

11 変更届の様式等

原則、別海町の入札参加資格変更手続き電子申請(物品・役務)フォームからの電子申請とする。

なお、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請書類を受け付けるので、別海町役場総務部財政課契約管財担当へ連絡すること。

12 委任状について

委任状については、本店の代表者が、支店又は営業所の代表者等に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合は委任状を提出すること。

委任状の有効期間は令和7年度から令和9年度の3年(度)間(令和7年4月1日から令和10年3月31日)まで有効とする。

なお、委任者又は受任者が変更となった場合は、変更届と併せて、改めて委任状を提出しなければならない。

別表(1、4関係)

業種区分・種別表

1 物品・役務部門

部門	種別	主な内容
産業部門	1 土木建設機械器具	油圧ショベル・ブルドーザ等
	2 農林業用機械器具	トラクター・刈払機等
	3 設備・電気・通信機器及び資材	冷暖房・厨房設備機器等、電気機器等
	4 精密機械・工作機械器具	計量器・測定器・旋盤・研削盤等
	5 水道用資材	給水メーター器等
	6 農業用種苗・葉品・資材	種苗・飼料・肥料・農薬等
	7 原材料類	原木材・セメント・コンクリート・砂等
	8 建材・塗料類	建具・内装材・外装材・塗料等
	9 工業葉品・火薬類	毒劇物・火薬類等
	10 その他	1 から 9 にあてはまらないもの
医療部門	11 医療機器(用品)	一般・管理・高度管理医療機器等
	12 医薬品	医療用医薬品・一般用医薬品・動物用医薬品等
	13 その他	11 から 12 にあてはまらないもの (ユニホームは繊維部門 38)
教育研究部門	14 教材用各種用品	視聴覚機器・模型・標本等
	15 図書及び定期刊行物	書籍・雑誌・追録等
	16 楽器	各種楽器
	17 理化学機器・資材	光学機器・実験機器・分析機器等
	18 体育・保育用品	体育機器・遊具・机・イス等
事務部門	19 その他	14 から 18 にあてはまらないもの
	20 事務用・OA・情報処理機器	複写機・印刷機・パソコン・事務用電気製品等
	21 家具・調度品	木製・鋼製家具・カーテン・絨毯等
	22 文房具・用紙類	文房具・コピー用紙等
	23 印章	作製印鑑・ゴム印等
	24 写真類	デジタルカメラ・写真用品等
	25 その他	20 から 24 にあてはまらないもの

印刷部門	26	オフセット印刷	各種帳票等印刷
	27	地図印刷	各種地図印刷
	28	複写類・製本	各種複写・製本等
	29	その他	26 から 28 にあてはまらないもの
車両部門	30	自動車	乗用車・二輪自動車等
	31	特殊車両・その他自転車等	バス・塵芥収集車・消防車・自転車・リヤカー等
	32	車両部品	タイヤ・ワイパー等部品販売
	33	車両検査・修繕	車検・タイヤパンク修理等
	34	その他	30 から 33 にあてはまらないもの
燃料部門	35	石油製品	ガソリン・灯油等
	36	加工燃料	LP ガス等
	37	その他	35 から 36 にあてはまらないもの
繊維部門	38	寝具・被服類	ふとん・作業着・制服等 例 医療施設等のユニホーム
	39	その他（一般繊維皮革類等）	38 にあてはまらないもの
雑部門	40	保安・消防器材	標識類・消防用品・防災用品等
	41	記章・看板・旗・のぼり類	メダル・看板・旗・のぼり等
	42	時計・貴金属類	時計・貴金属類
	43	食料品類	生鮮食品・加工食品等
	44	ビニール加工品	指定ごみ袋、ごみ袋等
	45	金物・陶磁器類	厨具・ガラス製品等
	46	日用雑貨	衛生用品・洗剤・家庭日用品・乾電池等
役務・その他部門	47	その他	40 から 46 にあてはまらないもの
	48	情報処理業務	電算システム等の開発・保守・維持等
	49	施設・設備の保守点検業務	電気通信設備・機械設備・施設等の保守点検業務
	50	施設・設備の管理運営業務	施設・設備の維持管理業務等
	51	清掃・警備業務	清掃全般・機械警備・常駐警備等
	52	各種コンサルティング業務	計画・策定・市場調査等
	53	各種調査・検査・測定業務	水質・土壌・環境・臨床等
	54	各種健診業務	がん検診・ドック等
	55	廃棄物処理・収集運搬・解体撤去業務	産業（一般）廃棄物・建物等解体撤去
	56	道路維持・補修・除雪・運送業務	道路維持補修業務・除排雪業務・旅客運送業務・道路清掃
	57	リース・レンタル業務	複写機・車両・パソコン等

	58	買受業務	古物・鉄くず・木等
	59	電力	電力供給等
	60	その他	48 から 59 にあてはまらないもの (給水メーター器満期取替業務、保育業務等を含む)